

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人スリーアローズ
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区幸 5 丁目 17-8
- (3) 設立認可年月日 平成 26 年 10 月 16 日
- (4) 設立登記年月日 平成 26 年 11 月 4 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
歯科診療所	おざわ歯科クリニック	静岡県浜松市中区幸 5 丁目 17-8	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 11 月 21 日 令和 3 年 9 月期決算の決定
令和 4 年 9 月 20 日 第 9 期の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団スリーアローズ
 所在地 静岡県浜松市中区幸5-17-8

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和4年9月30日現在)

1. 資 産 領	152,051 千円
2. 負 債 領	120,671 千円
3. 純 資 産 領	31,380 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	139,724
B 固定資産	12,326
C 資産合計 (A+B)	152,051
D 負債合計	120,671
E 純資産 (C-D)	31,380

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団スリーアローズ

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中区幸5-17-8

--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和4年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	139,724	I 流動負債	17,376
II 固定資産	12,326	II 固定負債	103,295
1 有形固定資産	4,977	負債合計	120,671
2 無形固定資産	364	純資産の部	
3 その他の資産	6,985	科目	金額
		I 基金	1,000
		II 利益剰余金	
		1 その他利益剰余金	30,380
		純資産合計	31,380
資産合計	152,051	負債・純資産合計	152,051

様式4-2

法人名 医療法人社団スリーアローズ
 所在地 静岡県浜松市中区幸5-17-8

※医療法人整理番号 □□□□

損 益 計 算 書
 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	148,847
2 事 業 費 用	144,926
本來業務事業利益	3,920
事 業 利 益	3,920
II 事 業 外 収 益	867
III 事 業 外 費 用	497
經 常 利 益	4,290
IV 特 別 利 益	8
稅 引 前 当 期 純 利 益	4,298
法 人 稅 等	705
當 期 純 利 益	3,592

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団スリーアローズ

理事長 小澤 仁 殿

私は、医療法人社団スリーアローズの令和3年10月1日から令和4年9月30までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月21日

医療法人社団スリーアローズ

監事 川上 清明 